

発注関係事務の運用に関する指針

(解説資料)

令和 2 年 3 月 31 日

**公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議 事務局
(国土交通省)**

目 次

運用指針の概要及び策定経緯	1
I. 品確法改正について	3
(1) 品確法改正の概要	4
(2) 品確法における運用指針に関する規定	8
II. 運用指針の概要について	9
(1) 運用指針の全体構成	10
(2) 運用指針の主なポイント	11
III. 運用指針の策定経緯について	14
(1) 発注関係事務の運用に関する指針改定の経緯	15
(2) 意見提出のあった団体数、意見数	16
(3) 頂いた主な意見（地方公共団体、建設業団体等）	18

運用指針の解説	i
I. 本指針の位置付けについて	I – 1
II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	II – 1
1. 工事	II – 6
1 – 1 工事発注準備段階	II – 6
1 – 2 工事入札契約段階	II – 38
1 – 3 工事施工段階	II – 106
1 – 4 工事完成後	II – 140
1 – 5 その他	II – 144
2. 測量、調査及び設計	II – 148
2 – 1 業務発注準備段階	II – 148
2 – 2 業務入札契約段階	II – 166
2 – 3 業務履行段階	II – 212
2 – 4 業務完了後	II – 226
2 – 5 その他	II – 230
3. 発注体制の強化等	II – 232
3 – 1 発注体制の整備等	II – 232
3 – 2 発注者間の連携強化	II – 238
III. 災害時における対応	III – 1
1. 工事	III – 2
1 – 1 災害時における入札契約方式の選定	III – 2
1 – 2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	III – 16
2. 測量、調査及び設計	III – 34
2 – 1 災害時における入札契約方式の選定	III – 34
2 – 2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	III – 40
3. 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携	III – 52
IV. 多様な入札契約方式の選択・活用	IV – 1
1. 工事	IV – 1
1 – 1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	IV – 1
1 – 2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に	

資する入札契約方式の活用の例	IV— 40
2. 測量、調査及び設計	IV— 56
2－1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	IV— 56
2－2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に 資する入札契約方式の活用の例	IV— 84
V. その他配慮すべき事項	V— 1
1. 受注者等の責務	V— 1
2. その他	V— 1

卷末資料	卷末－1
I．関係法令	卷末－3
公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号；令和元年6月14日最終改正)	卷末－4
公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 (平成19年8月26日閣議決定；令和元年10月1日最終変更)	卷末－14
発注関係事務の運用に関する指針 (平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)	卷末－30
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号；平成26年6月4日最終改正)	卷末－71
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 (平成13年3月9日閣議決定；令和元年10月18日最終変更)	卷末－78
II．参考資料一覧	卷末－97

運用指針の概要及び策定経緯

I. 品確法改正について

(1) 品確法改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）は、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成 17 年 3 月に公布、同年 4 月 1 日より施行された。

その後、建設産業においては、建設投資の急激な減少や受注競争の激化により、いわゆるダンピング受注などが生じ、建設企業の疲弊、下請企業へのしづ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、さらには、建設生産を支える技術・技能が継承されないという深刻な問題が発生していた。そして、既に地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されていた。

また、公共工事の発注者側においても、発注関係事務に携わる職員が年々減少し、一部の発注者においては、発注関係事務を適切に実施できていないのではないかとの懸念も生じていた。

これらの課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、密接に関連する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の改正と併せて、平成 26 年 6 月 4 日に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 5 号）が公布、施行された（衆議院・参議院ともに全会一致で成立）。

平成 26 年度の品確法改正以降、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となってきている。また、公共工事の品質確保を図るために、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となってきている。

こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、密接に関連する入札契約適正化法及び建設業法等の改正と併せて令和元年 6 月 14 日に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）が公布、施行された（衆議院・参議院ともに全会一致で成立）。

(品確法と建設業法、入札契約適正化法等の一体的改正について)

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、 5年間の成果をさらに充実する 新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ~公共工事の発注者・受注者の基本的な責務~

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や縦越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に縦越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り微収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

生産性向上 への取組

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成、勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者（技士補）を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者（下請）：一定の要件を満たす場合は配置不要

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ~建設工事や建設業に関する具体的なルール~

品確法の主な改正のポイントは以下のとおりである。

(i) 災害時の緊急対応の充実強化

- 基本理念（第3条第7項）に、公共工事の品質は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならないことを規定。

- 発注者等の責務（第7条第1項、第4項）に、以下を規定。

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択
- ・建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者感の連携
- ・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り微収の活用

(ii) 働き方改革への対応

- 基本理念（第3条第8項）に、公共工事の品質は、公正な契約の締結、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならないことを規定。

- 発注者等の責務（第7条第1項）に、以下を規定。
 - ・ 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期等の設定
 - ・ 公共工事等の実施の時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期等の設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
 - ・ 設計図書の変更に伴い工期等が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等
- 受注者等の責務（第8条第2項）に、適正な額の請負代金・工期等での下請契約の締結を規定。

(iii) 生産性向上への取組

- 基本理念（第3条第11項）に、公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならないことを規定。
- 発注者等の責務（第7条第1項）に、情報通信技術の活用等を規定。
- 受注者等の責務（第8条第3項）に、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上を規定。

(iv) 調査・設計の品質確保

【定義（第2条第2項）】

- 公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について、広く本法律の対象として位置付け。
- 基本理念（第3条第1項）に、公共工事の品質は、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならないことを規定。

(v) その他

【発注体制の整備】

- 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等（第21条第4項）に、以下を規定。
 - ・ 発注者の責務として発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備を規定
 - ・ 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等を規定

【工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用】

- 基本理念（第3条第5項）に、工事等に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用を規定。

【公共工事の目的物の適切な維持管理】

- 発注者等の責務（第7条第5項）に、公共工事の目的物の適切な維持管理を規定。

（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要）

背景・必要性	2. 働き方改革関連法の成立
1. 災害への対応 ○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務	2. 働き方改革関連法の成立 ○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務
3. 生産性向上の必要性 ○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務	4. 調査・設計の重要性 ○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割
法案の概要（改正のポイント）	
I. 災害時の緊急対応の充実強化 【基本理念】 災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備	【発注者の責務】 ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択 ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携 ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り微収の活用
II. 働き方改革への対応 【基本理念】 適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮 【公共工事等を実施する者の責務】 適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結	【発注者の責務】 ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定 ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・縫越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等 ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の縫越明許費の活用等
III. 生産性向上への取組 【基本理念、発注者・受注者の責務】 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上	IV. 調査・設計の品質確保 公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け
V. その他	
(1) 発注者の体制整備 ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 【発注者の責務】 ②国・都道府県による、発注関係事務に關し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等	(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 【基本理念】 (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理 【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

(2) 品確法における運用指針に関する規定

品確法第22条において、国は、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者の意見を聴いて、入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針（以下「運用指針」という。）を定めることが規定された。

【品確法第22条における運用指針の規定】

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十二条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年3月・令和元年6月一部改正)

また、品確法に基づき、政府が作成する公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）についても一部変更（令和元年10月18日閣議決定）され、国が、運用指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについての定期的な調査を実施し、その結果を公表することが規定された。

【基本方針に規定される定期的な調査の実施】

第2 11 施策の進め方

このため、国は、法第3条の基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(令和元年10月閣議決定)

II. 運用指針の概要について

(1) 運用指針の全体構成

運用指針の関係資料は、「指針本文」、「解説資料」及び「その他要領」により構成される。

「指針本文」は、品確法第22条の規定に基づき各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、国により作成されるものである。また、国は基本方針に基づき、各発注者における発注関係事務の実施状況について、定期的に調査を行うこととされている。

「解説資料」は、指針本文の理解・活用の促進とともに、指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とするため、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局（国土交通省）が作成するものであり、機動的に見直しを行うものである。

「その他要領」は、「解説資料」と同様に、指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とするため、必要に応じて各省庁により作成されるものであり、機動的に見直しが行われるものである。

(運用指針の全体構成について)

資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
①指針本文	国 〔関係省庁 申合せ〕	品確法(第22条) 及び 基本方針 (閣議決定)	・発注者の支援 ・発注関係事務の実施状況について、定期的に調査(結果はとりまとめ公表)	・入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用
②解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 (国土交通省)	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	・指針本文の理解・活用の促進 ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し)	・指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説 ・取組事項について実務面での参考となる事項
③その他要領	各省庁 〔必要に応じて 適宜策定〕	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し)	・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項

(2) 運用指針の主なポイント

運用指針の内容は発注関係事務全般について多岐にわたるものであるが、主なポイントを、「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」、「災害対応」について工事・業務別に整理すると以下のとおりである。

- ① 「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」、「災害対応」と工事・業務の対応

必ず実施すべき事項	工事	測量、調査及び設計【新】
実施に努める事項	<ul style="list-style-type: none">①予定価格の適正な設定②歩切りの根絶③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等④施工時期の平準化【新】⑤適正な工期設定【新】⑥適切な設計変更⑦発注者間の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none">①予定価格の適正な設定②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等③履行期間の平準化④適正な履行期間の設定⑤適切な設計変更⑥発注者間の連携体制の構築
災害対応	<ul style="list-style-type: none">①ICTを活用した生産性向上【新】②入札契約方式の選択・活用③総合評価落札方式の改善【新】④見積りの活用⑤余裕期間制度の活用⑥工事中の施工状況の確認【新】⑦受注者との情報共有、協議の迅速化	<ul style="list-style-type: none">①ICTを活用した生産性向上②入札契約方式の選択・活用③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用④履行状況の確認⑤受注者との情報共有、協議の迅速化

- ② 「必ず実施すべき事項（工事）」

必ず実施すべき事項（工事）	
① 予定価格の適正な設定	⑤ 適正な工期設定【新】
予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上する。	工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。
② 歩切りの根絶	⑥ 適切な設計変更
歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。	設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、縦越明許費を活用する。
③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	⑦ 発注者間の連携体制の構築
ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。	地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。
④ 施工時期の平準化【新】	
発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。 具体的には、中長期的な工事の発注見通しについて、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、縦越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。	

③ 「実施に努める事項（工事）」

実施に努める事項(工事)

① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

④ 「必ず実施すべき事項（業務）」

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計【新】)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算を行う**。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底する**。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**縲越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなつたときは、**縲越明許費を活用する**。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

⑤「実施に努める事項（業務）」

実施に努める事項(測量、調査及び設計【新】)

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ワークリースターンスの適用や条件明示チェックシートの活用、スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者などの登用、海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

⑥「災害対応（工事・業務）」

災害対応(工事・業務)【新】

① 隨意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用する**。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を微収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっても**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

III. 運用指針の策定経緯について

(1) 発注関係事務の運用に関する指針改正の経緯

運用指針は、品確法第22条において、「国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする」と規定されている。

このため、その改正に当たり、地方公共団体及び建設業団体等に対して地方整備局等を通じての文書による意見提出を2回依頼し、地方公共団体及び建設業団体等からそれぞれ延べ約1,600件、約1,500件の意見が提出された。

また、学識経験者に対しては、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会」(座長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授)において、意見を聴いた。

関係者からの意見聴取と並行して、関係省庁間の調整を進め、令和元年8月8日に開催された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において、運用指針の策定に向けた取組や検討の状況を確認し、令和2年1月30日に開催された同会議において、運用指針を申し合わせた。

(運用指針策定の改正の経緯)

R1.6.7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

6月～8月 発注者協議会、品確法の改正の趣旨説明会の開催
・地方公共団体・建設業団体に対し、品確法の改正の趣旨説明

R1.8.8 関係省庁連絡会議幹事会にて、改正骨子(案)を提示

8月8日（木）～9月13日（金）運用指針改正骨子（案）への意見照会
・地方公共団体・建設業団体等に対し、運用指針改正骨子（案）に関する意見を収集

R1.10.2 関係省庁連絡会議にて、改正骨子(案)への意見照会結果を報告

R1.10.18 基本方針閣議決定

10月～11月 発注者協議会の開催
・地方公共団体等に対し、改正運用指針（案）の説明

10月31日（木）～12月2日（月）運用指針改正（案）への意見照会
・地方公共団体・建設業団体等に対し運用指針改正（案）に関する意見を収集・反映

R2.1.30 関係省庁連絡会議にて、運用指針改正(案)の関係省庁申し合わせ

(2) 意見提出のあった団体数、意見数

第1回（改正骨子案について）の意見提出

■ スケジュール

令和元年 8 月 8 日：依頼文書発出 9 月 13 日：提出期限

■ 意見提出のあった団体数

<関係省庁>

・関係省 10 団体

<地方公共団体>

・都道府県	39 団体	} 計 132 団体
・政令指定都市	11 団体	
・市区町村	82 团体	
・独立行政法人等	1 团体	

<建設業団体等>

・建設業団体等 108 団体

■ 意見数

<関係省庁>

・関係省 182 件

<地方公共団体>

・都道府県	375 件	} 計 755 件
・政令指定都市	148 件	
・市区町村	232 件	
・独立行政法人等	4 件	

<建設業団体等>

・建設業団体等 1,580 件

第2回（改正案について）の意見提出

■ スケジュール

令和元年 10 月 31 日：依頼文書発出 12 月 2 日：提出期限

■ 意見提出のあった団体数

<関係省庁>

・関係省 10 团体

<地方公共団体>

・都道府県	42 团体	} 計 248 団体
・政令指定都市	12 团体	
・市区町村	194 团体	
・独立行政法人等	1 团体	

<建設業団体等>

・建設業団体等 68 团体

■ 意見数

<関係省庁>

- ・関係省 77 件

<地方公共団体>

- ・都道府県 389 件
 - ・政令指定都市 75 件
 - ・市区町村 335 件
 - ・独立行政法人等 1 件
- } 計 799 件

<建設業団体等>

- ・建設業団体等 620 件

(3) 頂いた主な意見（地方公共団体、建設業団体等）

第2回（改正案について）の地方公共団体及び建設業団体等から提出された意見の内訳については以下のとおりである。

①章レベルでの意見の分布状況

- ・都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等とともに、「II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」に対する提出意見が60～80%程度を占めている。
- ・都道府県・政令市と建設業団体等は、「III. 災害時における対応」に対する提出意見が2番目に多くなっている。

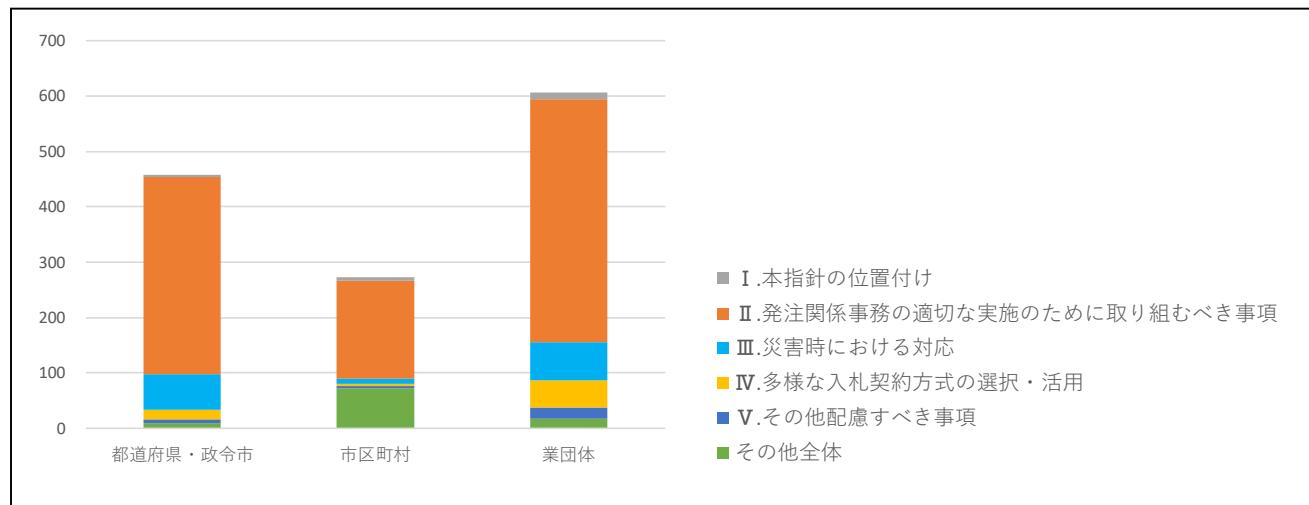


図 団体別・改正案の章別の意見の件数

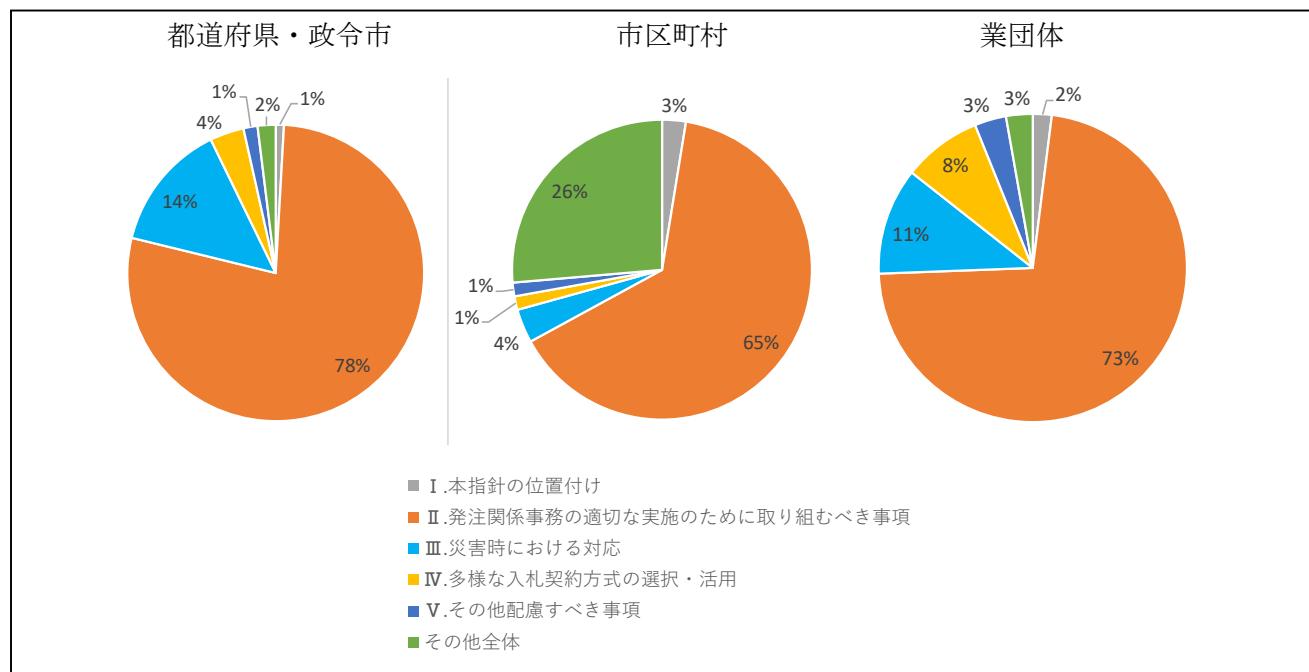


図 団体別・改正案の章別の意見の件数割合

②節レベルでの意見の分布状況

意見の件数が多かった、「II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」と「III. 災害時における対応」について、節レベルでの内訳をみると、以下の通り。

【II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項】

- 新たに業務に関する記載が大幅に追加されているが、提出された意見は、都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等とともに、6：4程度で工事に関する節への意見が多く出されている。

【III. 災害時における対応】

- 災害時における対応が新たに章立てされ、さらに業務に関する記載が大幅に追加されているが、提出された意見は、都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等とともに、7：3前後で工事に関する節への意見が多く出されている。

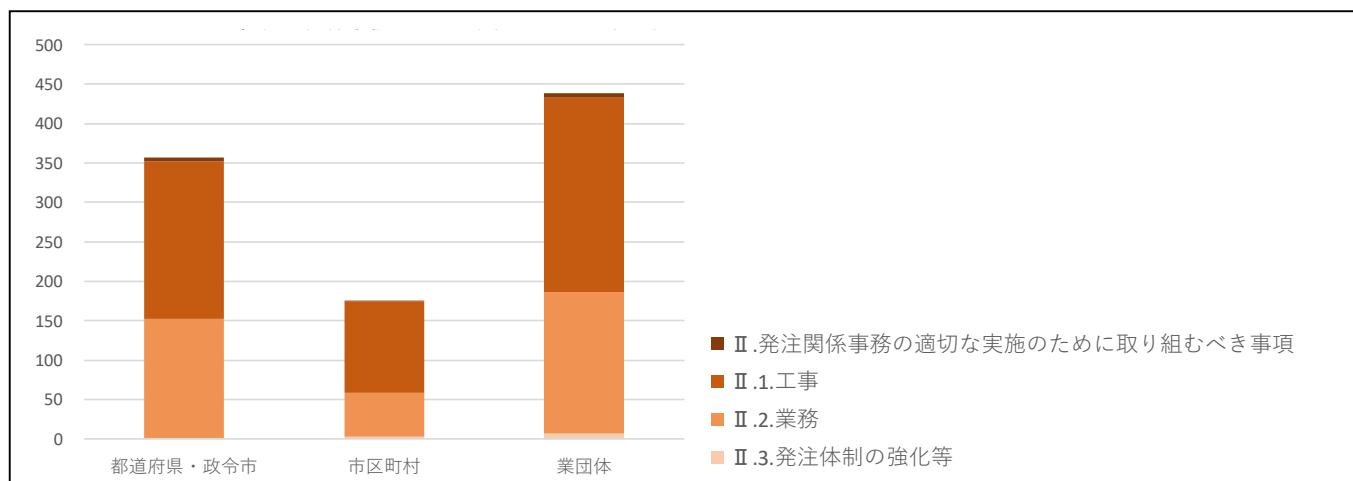


図 「II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」に対する意見の件数

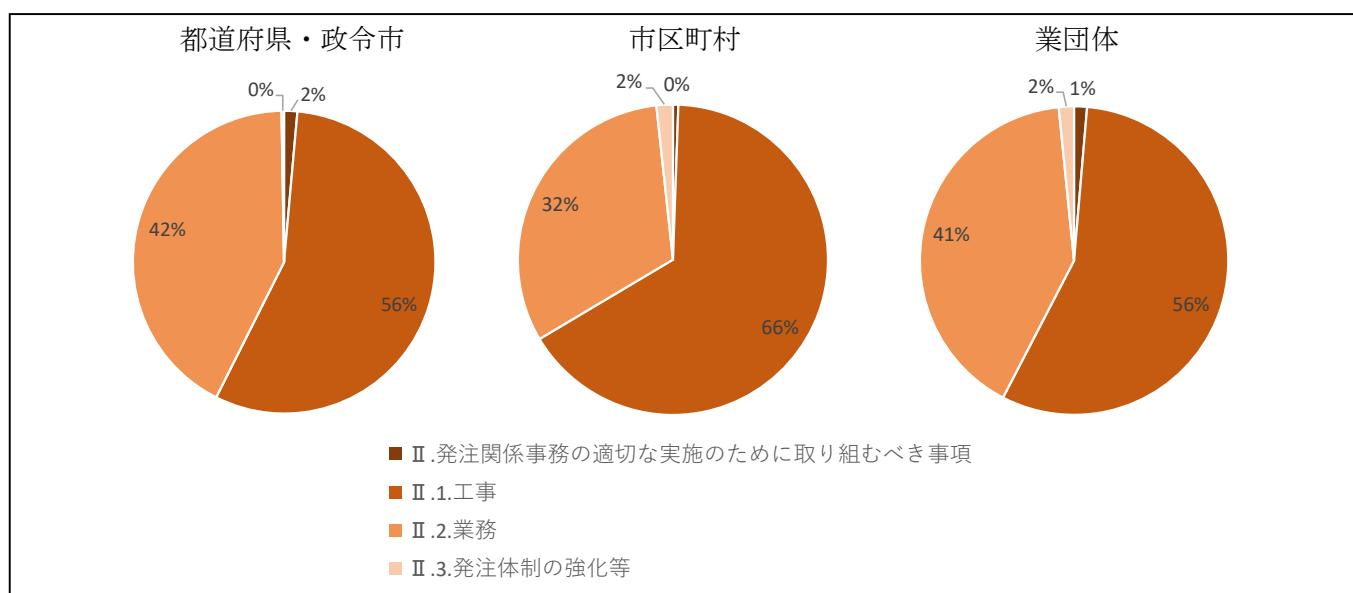


図 「II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」に対する意見の件数割合

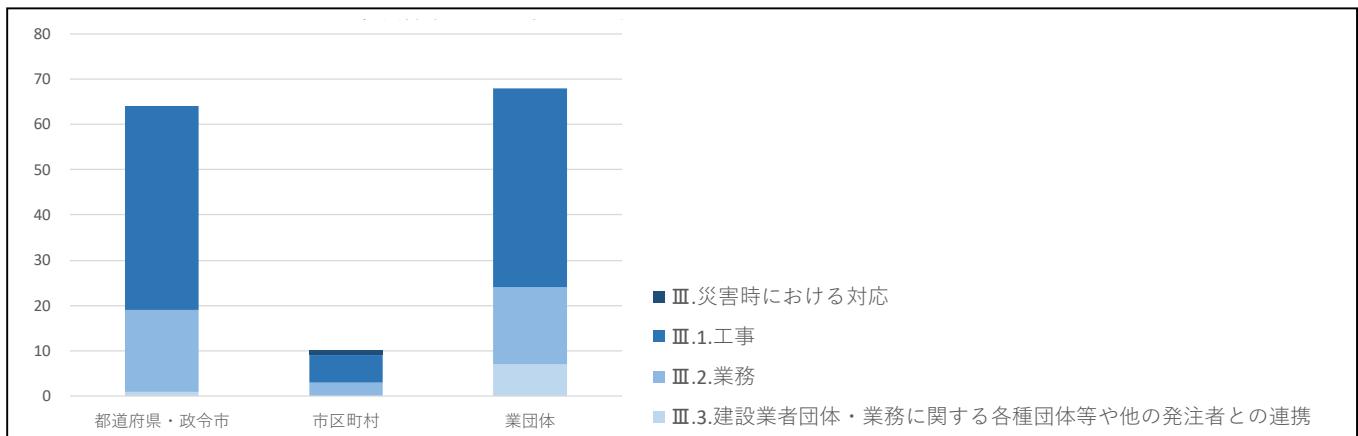


図 「III. 災害時における対応」に対する意見の件数

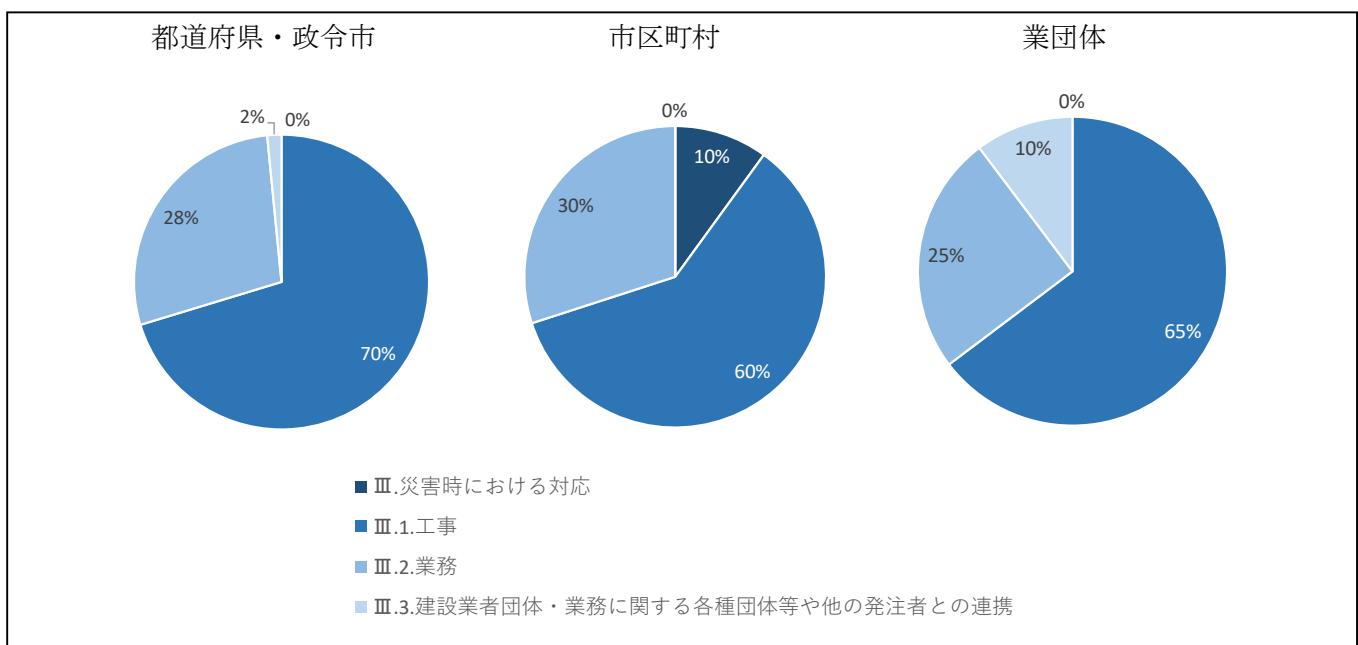


図 「III. 災害時における対応」に対する意見の件数割合

③項レベルでの意見の分布状況

改正案の項レベルでの意見の分布状況をみると、下表の通り。

- ・都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等とともに、「工事発注準備段階」への意見が多くなっている。業務を見てみても、発注準備段階への意見が最も多くなっている。
- ・2番目は、工事、業務ともに入札契約段階への意見が多くなっている。
- ・各団体ともに、発注準備から入札契約段階に関する関心が高いことがうかがえる。
- ・また、建設業団体等は、都道府県・政令市、市区町村と比べて工事施工段階への意見が多く提出されており、受注者側として施工段階における関心が高いことがうかがえる。

表 改正案に対する節別での意見の提出状況

運用指針の見出し	都道府県 ・政令市	市区町村	業団体
I.本指針の位置付け			
II.発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項			
II.1.工事			
II.1-1 工事発注準備段階			
II.1-2 工事入札契約段階			
II.1-3 工事施工段階			
II.1-4 工事完成後			
II.1-5 その他			
II.2.業務			
II.2-1 業務発注準備段階			
II.2-2 業務入札契約段階			
II.2-3 業務履行段階			
II.2-4 業務完了後			
II.2-5 その他			
II.3.発注体制の強化等			
II.3-1 発注体制の整備等			
II.3-2 発注者間の連携強化			
III.災害時における対応			
III.1.工事			
III.1-1 災害時における入札契約方式の選定			
III.1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置			
III.2.業務			
III.2-1 災害時における入札契約方式の選定			
III.2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置			
III.3.建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携			
IV.多様な入札契約方式の選択・活用			
IV.1.工事			
IV.1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点			
IV.1-2 工事の品質確保とその扱い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例			
IV.2.業務			
IV.2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点			
IV.2-2 業務成果の品質確保とその扱い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例			
V.その他配慮すべき事項			
V.1.受注者等の責務			
V.2.その他			
その他全体			

凡例 :  意見数（最小0件、最大100件）

運用指針の解説

以下に、本解説の各ページの構成を示す。

[各ページの記載例]

○見開き左ページの最上段に 「指針本文」を原文のまま記載

「指針本文」についての解説
II. 受注関係事務の適切な実施について
1. 受注関係事務の適切な実施 (3) 入札契約段階

【指針本文】

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<個別工事に際しての競争参加者の技術審査等>

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格を設定する**。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して**施工実績の要件を緩和**することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と**災害協定を締結**するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

【解説】

○適切な競争参加資格を設定、施工実績の確認

1) 1) 1)

予算決算及び会計令第73条や地方自治法施行令第167条の5の2に基づく競争参加資格の設定は、適正化指針において、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るものとされている。

国土交通省では、以下のとおり、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種工事の施工実績」や「地理的条件」、「資格」等の技術的能力の審査基準を具体的に設定している。

【技術的能力の審査（競争参加資格の確認）】

(1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

・過去15年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む。）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が6.5点未満の工事は対象外とする。

・C O R I N S 等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務所長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定（例えば橋梁の長さ（何m以上）、施工面積（何m²以上）、施工量（何m³以上）等）を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。

○「指針本文」に記載の内容について、
ポイントとなる項目ごとに、具体的な取組事例の
紹介や、参考となる要領、ガイドライン等を引用
するなどにより解説

- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。
 - 地理的条件
 - ・要件として設定する場合、競争性を確保する。
 - 資格
 - ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置する。
 - ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。
- 出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

○ 施工実績の要件を緩和

国土交通省では、工事の性格、地域の実情を踏まえ、配置予定技術者の同種工事の経験等の施工実績の要件を緩和する取組を実施している。

【施工実績の競争参加資格要件を緩和している事例（近畿地方整備局）】

	今回施工する 工事概要 (主たる工事内容)	<競争参加資格要件> 企業及び配置予定技術者に求める 同種工事の実績【緩和対象】		<総合評価における評価項目> 同種性の高い施工実績の設定 【現行どおり今回施工数量で設定】
		(現状)	(緩和)	
例 1	道路改良工事 (掘削80,000m ³)	道路工事における掘削(又は切土)の施工実績	↓	道路工事における掘削(又は切土)の 土量が80,000m ³ 以上であれば加点。
例 2	河川整備工事 (築堤盛土53,000m ³)	(現状) 河川堤防における築堤盛土の施工実績	↓	河川堤防における築堤盛土地量が 53,000m ³ 以上であれば加点。
例 3	橋梁下部工事 (鉄筋コンクリート橋台 H=15m)	(現状) 道路における鉄筋コンクリート構造の 橋台又は橋脚の施工実績	↓	道路における鉄筋コンクリート構造の 橋台高さが15m以上であれば加点。
例 4	橋梁補修工事 (ひび割れ注入工200m)	(現状) 道路橋における橋梁補修の施工実績	↓	橋梁補修におけるひび割れ注入工の延長が 200m以上であれば加点
	(緩和)	鉄筋コンクリート構造物(プレキャストを除く) の施工実績	(緩和)	コンクリート構造物補修の施工実績

※今回、競争参加資格要件の緩和を行うが、総合評価における評価項目(加点の基準)は現行どおりとする。

出典)「近畿ブロック発注者協議会(第7回協議会)」(平成26年10月国土交通省近畿地方整備局)

(参考法令等)

- i) 「予算決算及び会計令」第73条（契約担当官等が定める一般競争参加者の資格）
- ii) 「地方自治法施行令」第167条の5の2

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

○見開き右ページの最下段に実務担当者が確認・引用できるよう、
・参考となる法令等
・参考となる要領、基準、ガイドライン等 を記載